

122.02

併合納付に関する取扱い（特・実・意）

1. 2以上の特許権、実用新案権又は意匠権に係る設定登録後の特許料、実用新案登録料又は意匠登録料（年金）の納付手続については、法域が同一であり、権利者が同一である場合（特許法第107条第3項、実用新案法第31条第3項又は意匠法第42条第3項の規定により国と国以外の者との共有に係る特許（登録）料の納付をする場合、特許法第109条又は他の法令の規定により特許料の減免を受ける場合を除く。）に限り、一の書面で電子情報処理組織を使用して、又は書面の提出により行うことができるものとする。
2. 次の表の第2欄に掲げる納付手続を書面の提出により行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	納付手続	書類名	書式
1	設定登録後の特許料の併合納付	特許料納付書	書式 第36
2	設定登録後の特許料の併合納付の補充	特許料納付書（補充）	書式 第51
3	設定登録後の実用新案登録料の併合納付	実用新案登録料納付書	書式 第37
4	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第52
5	設定登録後の意匠登録料の併合納付	意匠登録料納付書	書式 第38
6	設定登録後の意匠登録料の併合納付の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第53

3. 次の表の第2欄に掲げる納付手続を電子情報処理組織を使用して行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により電子計算機から入力し記録する。

	納付手続	書類名	書式
1	設定登録後の特許料の併合納付の申出	特許料納付書	書式 第39
2	設定登録後の特許料の併合納付の申出の補充	特許料納付書（補充）	書式 第54
3	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の申出	実用新案登録料納付書	書式 第40
4	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の申出の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第55
5	設定登録後の意匠登録料の併合納付の申出	意匠登録料納付書	書式 第41
6	設定登録後の意匠登録料の併合納付の申出の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第56

(改訂平成24・4)